

飲食業等専用商品券の取扱い店舗の募集について (嘉手納町生活支援商品券交付事業)

【事業概要】

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける町民及び町内事業所等を支援するため、野國總管商品券及び飲食業等専用商品券を嘉手納町の全世帯へ配布することで、外出を控えていた町民の消費活動を促し、地域経済の回復を図ることを目的に実施する事業です。

【商品券について】

本事業で配布する商品券は下記の2種類です。

- ①野國總管商品券⇒世帯員1人につき5,000円分(500円券×10枚)配布
 - ②飲食業等専用商品券⇒1世帯につき5,000円分(500円券×10枚)配布
- ※このうち、今回は②飲食業等専用商品券の取扱いについての募集となっております。
- ※①については、嘉手納町商工会の事業として令和3年5月18日(火)より販売開始予定の野國總管商品券と同一のものを配布します。

【取扱店舗申し込み方法】

嘉手納町飲食業等商品券取扱店登録届出書を嘉手納町へ提出ください。なお、申し込みは下記の条件を満たす必要がございます。

- ◆小規模企業者であること。
- ◆対象業種表の事業者として町内に商品券の利用が可能な店舗を有するものであること。
- ◆代表者、役員または使用人その他の従業員等が暴力団員ではないこと。

【商品券詳細】

- ◆使用期限 令和3年9月30日(木)
- ◆換金期限 令和3年10月8日(金)
- ◆換金方法 毎週金曜日までに商工会へ商品券を持参し、所定の「換金申込書」により申し込むものとします。振込手数料は商工会が負担し、翌週水曜日に金融機関の指定口座へ振込みます。(野國總管商品券と同様の換金方法になります。)

小規模企業の定義

業種	従業員数
飲食業、社交飲食業	20人以下
小売業	5人以下

対象業種表

大分類	小分類
飲食サービス業	食堂、レストラン
飲食サービス業	日本料理店
飲食サービス業	料亭
飲食サービス業	中華料理店
飲食サービス業	ラーメン店
飲食サービス業	焼肉店
飲食サービス業	そば・うどん店
飲食サービス業	すし店
飲食サービス業	酒場、ビヤホール
飲食サービス業	バー、キャバレー、ナイトクラブ
飲食サービス業	喫茶店
飲食サービス業	ハンバーガー店
飲食サービス業	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
飲食サービス業	他に分類されない飲食店
飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業
飲食サービス業	配達飲食サービス業
小売業	菓子・パン小売業
小売業	弁当・惣菜小売業
小売業	お土産小売業

お問い合わせ先・申請先

嘉手納町 産業環境課 商工振興係

TEL：098-956-1111（内線：327、325）